

景観まちづくり瓦版

6号
令和6年
3月発行

この瓦版は、御前崎市の景観を維持・創出していく様子を、市民の皆様にお伝えするものです。

景観まちづくりは、景観形成活動を通じて「住民などが暮らしやすく、訪れたいくなるまちづくり」を行うことで地域経済・活力の向上を目指し、さらに「御前崎市を未来の子供たちに残す」大事な取り組みです。



令和3年度から御前崎市全域を対象とした景観計画の検討を進め、令和5年度からは特に良好な景観形成を進める重点地区計画を検討しております。令和6年度末を目途に全ての計画を策定し、景観まちづくりを推進していきます。ぜひご覧ください。

事業のメンバー紹介(役割)



市民
事業者

普段感じている御前崎ならではの豊かな景観を維持・向上させるため、景観まちづくりに参加します。



御前崎市

市の代表として、日々感じている景観について考え、計画策定や推進に取り組みます。



岡田教授

5年前から御前崎市の事業に従事しています。景観の専門的知識を有するアドバイザーです。

令和5年度は、重点地区計画の策定を目指し、2月28日に以下を目的とした

第4回重点地区ワークショップを開催しました！

- 1 第4回 WS の目的とは？
- 2 重点地区で設定する誘導基準(案)の報告
- 3 具体的な取組みの兆しを考えよう

第4回重点地区WSの目的とは？



▶ 景観計画では、建物や工作物の見た目や規模等に基準を設け、良好な景観を保たれるように誘導することができます。

このため、御前崎市では良好な景観を維持するため、「誘導基準」を設定します。

第4回重点地区WSでは、第3回重点地区WSでいただいた意見を基に、『**重点地区の誘導基準(案)**』を設定したため、**皆さまにご説明することを目的**とします。

また、景観の誘導だけでなく、**景観の維持・創出に係る取組みについても考えていくことを目的**としています。

R5/5/31

第1回

現況・課題と目標案を考える

R5/7/26

第2回

方針や取組み案を考える

R5/10/4

第3回

取組みの具体的な内容を考える

R6/2/28

第4回

1～3回の検討結果を踏まえた誘導基準案の報告

R6年後半

第5回

重点地区計画の報告

誘導基準設定の進め方は？



▶ 第4回重点地区WSでは、誘導基準(案)についてWS参加者の皆様にご説明させていただきました。

また**地元の皆さまに関わる**ことであるため、適宜、**説明会やパブリックコメント**を行い、周知を図っていきます。

誘導基準とは？

▶ 景観計画では、建物や工作物の見た目や規模等に基準(誘導基準)を設け、良好な景観を保つよう誘導することができます。

このため、令和7年度4月に景観条例が施行されると、

- 1 新しく建物や工作物を建てる時などに、**届出が必要**となります。
- 2 **届出された建物や工作物の見た目や規模が基準に沿っているか確認**されるようになります。

※ 御前崎市では皆さまにわかりやすく伝えるため、届出対象行為・景観形成基準を誘導基準と呼んでいます。



▶ 御前崎市では、以下の2種類の誘導基準を設定します。

- 1 **市全域を対象とする緩めの基準**(大きな建築物等について誘導)
- 2 **重点地区の特性や目標を踏まえた、独自の基準**

商業施設・マンションなどの大規模な建物が対象！

重点地区の景観を守るために必要な要件が対象！

2 重点地区で設定する誘導基準(案)の報告

岡田教授コメント

▶ 御前崎市の良いところは**山と海が両方備えており、魅力的である**ことだと思います。これを踏まえ、御前崎市の重点地区は「御前崎地区」と「朝比奈地区」の2つとしました。この時、単に景観を規制・誘導するだけでなく、収益に繋げることが重要となります。

このため、御前崎地区と朝比奈地区の**2拠点交流=お金の移動や新たな商品開発**を考えると良いです。なお、お金の循環をどのように生み出していけばよいのかは課題となります。



▶ **新たな商品の基盤となるのは、やはり御前崎地区と朝比奈地区の景観**です。まずは、朝比奈地区と御前崎地区の**魅力を徹底周知**したいと考えています。

また、魅力的な景観は**皆さまの挙手一投足によって守られています**。是非、景観の生産者ということで顔を売り、地区のカリスマになっていただきたいと思っています。

来年度も引き続きご支援・ご協力いただき、御前崎市景観計画及び条例の策定、そして皆さまの元気に繋げていきたいと思っています。



1. どんな考え方で誘導基準を設定するの？

御前崎地区



▶ 御前崎地区の良好な景観は、海岸や自然公園等の自然景観、尾高や佐倉御前崎港線からの眺望、灯台や高台等の海への眺望、観光地にぎわい景観等です。

しかし、今後新たに観光・商業施設や別荘等が道路沿いや高台に建設された場合、景観に影響を与える恐れがあります。

このため、灯台・高台等への眺望景観や道路沿い景観等の良好な景観との調和等に配慮する方向で誘導基準を設定します。



2. 御前崎地区内のどこで届出が必要になるの？



▶ 御前崎地区（右図範囲）の全てで、届出が必要となります。

具体的な範囲は、今後ご説明していきます！



3. 何を建てる時に届出が必要になるの？



▶ 御前崎地区内の景観等を踏まえ、以下の新築、増築、改築、移転の際には届出を出していただくことを検討しています。

- (1) 建築物
- (2) 工作物（特に自販機、屋外広告物）
- (3) 開発行為、土地の形質変更

規模要件は、今後ご説明していきます！

4. どんな基準に沿う必要があるの？



▶ 以下、検討中の案（抜粋）です。

- (1) 建築物
 - ・高台から見下ろす眺望や、海岸から見上げる眺望を阻害しない建築物の高さとなるよう努める。
 - ・建築物の外壁や屋根は、自然や隣接建築物等に調和した色彩となるよう努める。
- (2) 工作物
 - ・屋外広告物は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物や自然景観との調和に配慮して設置する。
 - ・自動販売機は、自然景観等の周辺景観と調和する色彩とするなど、目立ち過ぎないようにする。
- (3) 開発行為、土地の形質変更
 - ・緑化により、行為地が目立たないように努める。

1. どんな考え方で誘導基準を設定するの？

朝比奈地区



▶ 朝比奈地区の特徴的な景観は、あらかわふる里公園・展望台からの眺望です。しかし、太陽光発電施設、派手な建物、過度な防風ネット等により、景観が阻害される恐れがあります。

このため、高台から見える眺望範囲を対象に、良好な眺望との調和や眺望軸を阻害しないことに配慮する方向で誘導基準を設定します。



2. 朝比奈地区内のどこで届出が必要になるの？



▶ 朝比奈地区（右図範囲）の全てで、届出が必要となります。

具体的な範囲は、今後ご説明していきます！



3. 何を建てる時に届出が必要になるの？



▶ 朝比奈地区内の景観等を踏まえ、以下の新築、増築、改築、移転の際には届出を出していただくことを検討しています。

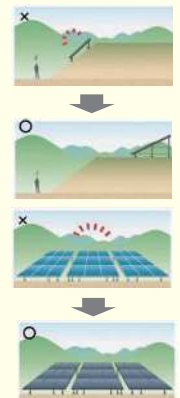
- (1) 建築物
- (2) 工作物（特に太陽光発電施設）
- (3) 開発行為、木竹の伐採、土地の形質変更

3. 何を建てる時に届出が必要になるの？



▶ 以下、検討中の案（抜粋）です。

- (1) 建築物
 - ・高台から見下ろす眺望を阻害しない高さとなるよう努める。
 - ・建築物の外壁や屋根は、自然や農地等に調和した色彩となるよう努める。
- (2) 太陽光発電施設
 - ・展望台から眺望できる場所等への設置は、良好な景観を阻害する恐れがあるため、避けて設置すること。
 - ・やむを得ず視認できる場所に設置する場合、樹木の植栽による遮へいや設置角度の工夫などで配慮する。
 - ・太陽光モジュールは、黒又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものを使用すること。
- (3) 開発行為、土地の形質変更
 - ・行為の範囲は必要最小限とし、眺望からできるだけ見えない位置とする。
 - ・緑化により、行為地が目立たないように努める。



イラスト：太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン（松阪市）

